

沼津工業高等専門学校 制御情報工学科教員公募について

1.職名及び人員 教授、准教授または助教 1 名

2.所属学科 制御情報工学科

※学科改組により、令和 9 年度からは所属学科が「先端理工学科」となります。

3.専門領域 情報工学または情報科学

4.担当授業科目 離散数学または情報ネットワーク論、実験科目など

5.採用時期 令和 9 年 1 月 1 日以降なるべく早い時期

6.勤務形態 常勤(任期なし)

7.応募資格

沼津工業高等専門学校の教育（クラス担任、クラブ顧問、学寮での学生指導含む）に熱意を持ち、教育と研究を両立することができる、心身ともに健康な方で、次の条件に該当する方。

(1) 博士の学位を有する方（採用日までに取得見込の方を含む）、または同等の教育研究業績を有する方。

(2) 日本語による講義および学生・保護者とのコミュニケーションが可能な方。

※ 高等学校・高等専門学校・大学等での教育経験がある方が望ましい。

8.待 遇 「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則」による。

(1) 給 与：「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」による

(2) 諸手当：期末勤勉手当（いわゆるボーナス）が支給されるほか、要件を満たす場合は各種手当（住居手当、通勤手当、扶養手当等）が支給されます。

(3) 勤務時間：原則 8:30～17:00（休憩 45 分）

(4) 休 日：原則土・日・祝日、年末年始

・本校は、1 年単位の変形労働時間制を採用しており、学校行事等によって休日が勤務日になる場合があります。

・年次有給休暇等の制度は「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則」によります。

(5) 加入保険：文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険

9.提出書類

- (1) 履歴書（一般的な様式を使用し、写真を貼付のうえ、E-mail アドレス、学位、資格、賞罰の有無を必ず記載すること）
- (2) 業績一覧（著書・論文、口頭発表、学会活動、教育活動、企業における実務実績、各種競争的資金の取得状況など）（A4 判用紙、書式自由、論文については査読の有無を記載すること）
- (3) 主要な著書・論文等 3 編以内とその概要（A4 判用紙で 1 枚程度、書式自由）
- (4) これまでの研究内容と研究計画（A4 判用紙に日本語で 1 枚程度、書式自由）
- (5) 高専における教育、学生指導に関する抱負（A4 判用紙に日本語で 1 枚程度、書式自由）
- (6) 推薦書（応募者を評価できる方に A4 判用紙 1 枚程度で作成していただき、その方の連絡先を明示すること）
- (7) 誓約書（本校ウェブサイト <https://www.numazu-ct.ac.jp/recruit/> からダウンロードできる様式のもの。令和 8 年 12 月 25 日施行予定のこども性暴力防止法に基づく性犯罪前科の有無確認に必要です。）

10.応募期限 令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金） 必着

11.選考方法

一次選考:書類審査

二次選考:面接審査(面接の際に模擬授業を実施していただきます。詳細は一次選考合格者のみに連絡します。)

12.書類送付方法及び問い合わせ先

[提出書類]の記載順で 1 つの PDF ファイルとし、応募者が JREC-IN の Web 応募で提出してください。なお提出ファイル名は応募者の氏名としてください。

[問い合わせ先]

沼津工業高等専門学校 総務課人事係

E-mail : jinji@numazu-ct.ac.jp

※問い合わせは E-mail でお願ひします。タイトルは「制御情報工学科教員公募に関する問合せ」として送信してください。

13.その他

- (1) 教員の力量を高めるため、他校において一定期間教育研究活動に従事する高専間の

人事交流制度があります。

(2) 応募者から取得する個人情報、沼津工業高等専門学校の教員採用を目的として使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

(3) 本校は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を期待しています。なお、業績及び人物評価において同等と認められる場合は女性を採用します。

(4) 本校は国際的に活躍できる技術者の育成に努めており、外国人の積極的な応募を期待しています。

(5) 本校では令和4年11月22日付け文部科学省高等教育局長通知に基づき、学生に対するハラスメント等を原因とする懲戒処分等の確認を行いますので、必ず履歴書に記載して提出をお願いします。なお、採用後、経歴詐称が判明した場合は懲戒解雇等の対象となります。

(6) 業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※特定性犯罪と特定性犯罪事実該当者については別紙を参照ください。

(別紙)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に係る法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。